日医認定健康スポーツ医制度再研修会開催一覧 (道内開催分のみ)

◇地域保健部◇

開催日時	開催場所	研修会名・内容	単位数	連絡先
平成27年5月15日(金) 18:45~20:00	札幌市医師会館	『スポーツ医の先生方への提言 〜運動としての雪かきの考察〜』 NPO法人雪氷ネットワーク会員・北海道大学名誉教授 須田力	1	札幌市医師会 (011-611-4181)



2つ以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の監督等 に係る事務・権限の移譲等に伴う医療法人の定款例等の改正等について

◇医業経営・福利厚生部◇

昨年6月4日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革を図るための関係法律の整備に関する法律」のうち、2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の監督等に係る事務・権限について、厚生労働大臣から主たる事務所の所在地の都道府県知事へ移譲することに関する規定については、本年4月1日から施行されることとなりました。

この規定の施行等に伴い、医療法人の定款例等及び関連通知の一部について下記のとおり改正し、 施行日から施行することとなりましたので、ご承知おき願います。

記

○ 主な改正点

各医療法人の定款または寄付行為において、「厚生労働大臣」または「〇〇厚生局長」の記載を、「〇〇県(都、府、道)知事(主たる事務所の所在地の都道府県知事)」とすること。また、施行日の前日における記載においては、施行日以降は読み替えるものとすること。

都道府県間の連携について、医療法人が開設する病院等の所在地の都道府県知事であって、 当該医療法人の業務を監督する都道府県知事以外の者が、当該医療法人に対して適当な措置を とることが必要であると認めるときは、当該医療法人の業務を監督する都道府県知事に対し、 その旨の意見を述べることができることについて、併せて規定されております。

詳しくは厚生労働省医療法人・医業経営ホームページよりご確認ください。 http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000080732.pdf